

1. 著作権規程制定の背景

学会活動は、論文や記事などの著作物を、学会誌・研究会資料・Web サイトなどの手段を通じて、有償・無償で公開することで成り立っています。一方、著作権法では、著作物の出版や公開を行う権利は著作物の著者が排他的に有する権利と定めており、著者以外が勝手にこの権利を行使することはできません。従って、学会が著作物の出版や公開を行うためには、本来、個々の著者から、著作権譲渡ないし著作物利用許諾を受ける必要があります。また、著者が、学会誌に掲載された論文などを自分や自分の属する組織の出版物や Web サイトに転載したい、という要望も多く寄せられます。このような場合に学会として、統一的な判断を行い、学会員の利用便宜の向上を図るため、著作権規程を制定することとしました。

2. 基本的な考え方

学会発行の出版物に掲載される論文および解説記事等、研究会資料等、本学会が主催する全国大会、シンポジウム、国際会議等の予稿集原稿等を対象とします。これらの出版物は紙媒体のものだけでなく、CDROM などの電子媒体や Web などの情報通信媒体によるものが含まれます（第 1 条）。これらの著作物に関して、学会に著作権を譲渡していただくことを原則とします（第 2 条）。

3. 譲渡手続き

譲渡に当たっては、最終原稿投稿時に所定の著作権譲渡確認書を提出していただきます。最終原稿とは、査読・閲読等のある論文では、査読・閲読等が完了し掲載が決定した原稿です。採録の決定前の原稿は著作権譲渡の対象ではありません。また、査読・閲読等のない研究会資料や全国大会予稿などでは、最初に投稿された原稿が最終原稿となります。詳細は、論文投稿規程などで定めます。

4. 著作者による著作物の利用

著作者は、学会に著作権を譲渡した後でも、非営利目的であれば、出典を明記したうえで、学会の許諾無しに著作物を利用することができます（第 5 条）。例えば、大学の出版物や個人・大学の Web サイトなどへの転載がこのような非営利目的利用に含まれます。営利目的利用の場合は、学会に申し出いただき、許諾を得ることが必要となります（第 5 条 2）。

5. 例外

著作権規程案では、本学会出版物に掲載される論文等に関する国内外の一切の著作権は、原則、学会に帰属することとしています（第2条）。しかし、著作物の性質によってはこの原則がそぐわないと考えられるものもあるため、その場合は個別に扱いを定めることができるようにしています。具体的には研究会資料に関しては、著作権譲渡の対象外とします（第2条の例外の対象）。これは、研究会資料が、ほぼ同一の著作物として他学会を含む学会誌論文として投稿されることが想定されるため、二重譲渡の問題の回避と、手続きのわかりやすさを考慮すると、著作権を著作者に留保するほうが著作者にとって利便性が高いと考えられるためです。このような著作物に関しては、研究会運営規定等の中で扱いを定めます。

以上